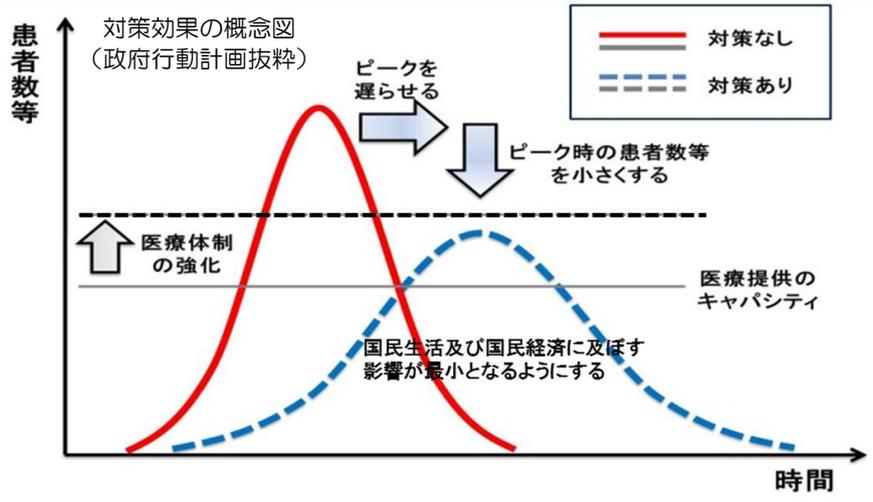


「静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 25 年 4 月 13 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年 9 月 27 日公表）に基づき、「静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

◆市行動計画の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



◆対象とする感染症

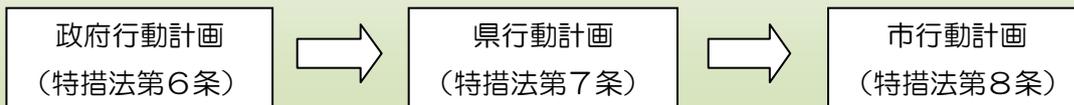
新型インフルエンザ等

- ・再興型インフルエンザ（法第 6 条第 7 項第 2 号）
- ・新型インフルエンザ（法第 6 条第 7 項第 1 号）
- ・新型インフルエンザ等感染症（法第 6 条第 7 項）
- ・新型インフルエンザ（新型インフルエンザ等感染症（感染症法第 6 条第 9 項））

◆市の責務

国、県、他の地方公共団体及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、国の示す基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

◆市行動計画の位置付け



◆市行動計画に定める事項

- ア 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する次に掲げる措置に関する事項

- ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
- ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び市民への適切な方法による提供
- ・感染を防止するための協力の要請、市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ・医療の提供体制の確保に関する措置
- ・生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ウ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- エ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- オ 新型インフルエンザ等対策に関し市長が必要と認める事項

◆市行動計画の構成

- 総論（第1章）
市の責務及び計画の位置付け、市行動計画に定める事項、対策の目的、基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定など
- 各段階における対策（第2章）
新型インフルエンザ等の「発生段階」に応じて、「主要6項目」に沿った対策を規定
 - <発生段階>①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期 ④国内感染期 ⑤小康期
 - <主要6項目>①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有
 - ④予防・まん延防止 ⑤医療等 ⑥市民生活・地域経済の安定の確保

◆新型インフルエンザ等対策の流れ

